

～がんばっぺ 白石～

白石市東日本大震災 復興計画

～平成26年9月1日現在～

▼白石の妖精ぴち



▲むすび丸

▲ポチ武者こじゅうろう

宮城県白石市

1. 東日本大震災復興計画策定の趣旨

平成23年3月11日午後2時46分頃、東日本大震災が東北地方を中心とした広範囲の地域を襲い、白石市でも震度6弱を観測しました。この地震により市民4名の尊い命が奪われ、さらに道路や多数の公共施設が被災したのをはじめ、多数の家屋が損壊し、商工業・農林業・観光産業等においても直接的・間接的に甚大な被害や損害を受けているなど、市民の生活及び経済活動等に深刻な影響を及ぼしています。

そこで白石市は、被災者の一日も早い生活の再生と地域産業の再建を図り、道路や公共施設などのインフラの本格的な復旧を図って、早期に震災前の活力を回復させ、さらなる市民生活の発展を目指すため、そして市民が安全で快適に過ごせるまちづくりを推進するため、「白石市東日本大震災復興計画」を策定するものです。

2. 復興計画の理念

市民が丸となって震災からの復興を成し遂げ、第5次白石市総合計画に掲げる白石市の目指すべき姿「市民がともに支え合いながら、生きる力を育み、ふるさと白石に誇りをもてるまち」を目指していきます。

そして白石の美しい自然や歴史、伝統文化を受け継ぎ、安全で快適に過ごせるまちとなることは言うまでもなく、さらに震災による風評や自粛ムードに負けず、前向きに・元気に復興に向けて邁進し、「みやぎ復興」のけん引役となるよう、「がんばっぺ白石」をスローガンに、その実現に向け市民とともに復興計画を推進していきます。

* 第5次白石市総合計画【基本理念】

「市民がともに支え合いながら、
生きる力を育み、ふるさと白石に誇りをもてるまち」
【美しい自然を受け継ぎ、安全で快適に過ごせるまち】



東日本大震災復興計画

復興計画の3基本目標

- 市民生活の再生
- 産業・経済の再生
- 防災のまちづくり

→ スローガン

→ 「がんばっぺ白石」

↑
←
連携

白石市地域防災計画【防災ビジョン】

- ・地区の安全を守る人づくり・組織づくり
- ・安全で安心な住みよいまちづくり
- ・防災教育および研修・訓練の実施

3. 復興計画の基本目標

本計画を策定するに当たり、復興の理念を踏まえ3つの基本目標を掲げ、市民生活や産業・経済の再生などの一体的な復興に取り組みます。

基本目標1 市民生活の再生

震災により被害を受けた市民、特に高齢者や障害者に配慮し、被災住宅の再建やライフラインなどの復旧を進め、社会生活基盤の再生復興を図ります。
また、保健・医療・福祉の連携充実、さらに自治会や自主防災組織の支援などを通じて被災者の健康管理や互いに支え合う地域づくりを支援します。

1) 生活支援・住宅の確保

2) 社会生活基盤の復旧

3) 保健・医療・福祉の充実

4) 地域コミュニティの再生

基本目標2 産業・経済の再生

震災による風評被害や自粛ムードを払拭し、イベント等各種情報発信による観光産業を軸とした地域経済サイクルの早期復興を目指します。
また、農林業などの生産基盤の復旧や被災事業所の生産基盤の復旧支援により、新たな産業の振興を図り、雇用の創出・確保や農産物の販売促進など、活力ある産業構造の構築を推進します。

1) 観光の復興・情報発信

2) 生業・地域産業の再生・復興

3) 雇用機会の創出・確保

4) 農産物の販売促進

基本目標3 防災のまちづくり (地域防災計画強化)

今回の震災で得られた課題を整理・検証し、さらに安心して安全な住みよいまちづくりを目指すため、「地域防災計画」を再検討し、その強化を図ります。
また、市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織などの拡充支援や関係機関等との連携強化を図ります。

1) 災害時情報伝達手段の確立

2) 自助・共助・公助、関係機関との連携強化

3) 災害記録の有効活用

4. 復興計画の期間

宮城県の復興計画においては復旧期3年、再生期4年、発展期3年の計10年間を計画期間としていますが、本市の被災状況は、おおむね部分的・限定的なものであるため、「復旧期・再生期・発展期」が同時に進行するものとし、当初3年目までを「復旧期」、5年目までを「再生期」、7年目までを「発展期」として、おおむね7年後の姿を見据えた計画とします。

(1) 復旧期【平成25年度まで(震災からおおむね3年間)】

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

(2) 再生期【平成27年度まで(震災からおおむね5年間)】

復旧された生活基盤やインフラ、そして市民と行政の協働により震災前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間とします。

(3) 発展期【平成29年度まで(震災からおおむね7年間)】

白石市が、新たな魅力と活力ある地域として「第5次白石市総合計画」の目指す将来像に向けて、安定的に発展していく期間とします。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
白石市 東日本大震災 復興計画	復旧期										
	再生期										
	発展期										
【参考】 第5次 白石市総合計画	基本構想(平成23年度～平成32年度)										

5. 復興計画の位置づけ

- ① 平成32年度を目標年次とする「第5次白石市総合計画」の目指す将来像や考え方を踏まえ、「白石市東日本大震災復興計画」を策定します。
- ② 本計画の策定に当たり、国・県の復興方針・計画および各種政策等との調整を図ることとします。
- ③ 本計画は、社会環境や経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

【基本目標 1 市民生活の再生】

(1) 生活支援・住宅の確保

■ 復興に向けての課題

- 震災による市内の住宅被害は、平成23年9月26日現在のり災証明結果によれば、全壊・全焼が48世帯、大規模半壊が83世帯、半壊が457世帯、一部損壊が1,975世帯と、合わせて2,563世帯が被害を受けており、3月末日現在の白石市の世帯数13,918世帯に比して約18.4%を占めています。
- 一日も早く市民が震災前の生活を取り戻し、安心して生活できるよう、被災住宅の再建と被災宅地の修復を支援する必要があり、経済・生活面の支援及び住まいの確保・再建のための支援の充実が急務です。
- 災害救助法及び被災者生活再建支援法等に基づく各種支援制度は、そのほとんどが「り災証明」の損壊程度で「半壊」以上を条件としており、当市における被災世帯の7割以上を占める「一部損壊」世帯に対しての住宅再建施策が求められています。

■ 復興に向けての方針

- 災害救助法及び被災者再建支援法等に基づく支援金支給及び各種貸付金事業、税や保険料の減免や各種利用者負担の軽減等の実施により、早期の生活再建・住宅再建を支援します。
- 市営住宅・雇用促進住宅の優先入居及び応急仮設住宅（民間賃貸住宅）借上制度の実施により、高齢者世帯をはじめとした住宅の早期自主再建が困難な方の住宅の確保を図ります。
- 「一部損壊」世帯等を支援するため、白石市独自の住宅再建支援制度「住宅災害復旧等補助金」を創設します。
- 各種被災者支援事業の実施に当たっては、各事業所管部署間の連携を密にし、復興対策室・復興対策本部において情報を一元管理して、市民への周知並びに全市職員の共通理解を図るものとします。

■ 主な事業

① 経済・生活面の支援

【当面の生活資金や生活再建の資金】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害援護資金貸付事業	低所得世帯に生活再建資金を貸付ける。	市（福祉事務所）	H23～H30
生活復興支援資金貸付事業	低所得世帯に当面の生活費や転居費、住宅補修費等を貸付ける。	市社会福祉協議会	H23～
母子・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭や寡婦を対象に経済的自立と生活の安定のための経費を貸付ける。	県・市社会福祉協議会	H23～
災害復興住宅融資	住宅被災者の新規住宅ローンの金利引下げや元金据置期間延長を行う。	国・住宅金融支援機構	H23～H27

【税金や保険料などの減免】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免	居住する住宅が被災した一定所得以下の方等の市税・保険料等を減免する。	市(税務課)	H23
自動車税等の課税の停止	被災自動車の課税停止及び代替車の自動車税・軽自動車税を非課税とする。	市(税務課)・県	H23～H25
国民年金保険料の減免	被災者の国民年金保険料を免除する。	国	H23～H24

【医療費や介護サービス利用料などの免除・減免】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
国民健康保健医療費・後期高齢者医療費の自己負担金の免除	居住する住宅が被災した方、失職し収入がない方等の医療費を免除する。	市(健康推進課)	H23～H24、H26
介護保険サービス利用料の減免	居住する住宅が被災した方、事業収入が減少した方等の負担額を減免する。	市(長寿課)	H23～H24、H26
特定検診受診料の還付	国保加入者で居住する住宅が全半壊した方の特定検診受診料の自己負担金を還付する。	市(健康推進課)	H23

【保育園・幼稚園保育料などの軽減】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
保育園保育料の減免	居住する住宅が被災した保護者に保育園保育料を減免する。	市(子ども家庭課)	H23～H26
幼稚園への就園奨励事業	被災した保護者の所得状況に応じ公立幼稚園の入園料・保育料を軽減する。	市(学校教育課)	H23～H26
私立学校授業料等の軽減	私立の幼稚園・小中高等学校等に在籍する被災した幼児・児童生徒の授業料を軽減する。	県	H23～H26

【児童・生徒の就学支援】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
小中学校の就学援助制度	被災により就学困難となった児童生徒の保護者に学用品費等を援助する。	市(学校教育課)	H23
特別支援教育就学奨励費	被災により就学支援が必要となった特別支援学級在籍児童生徒の保護者に学用品費等を援助する。	市(学校教育課)	H23
白石市奨学資金の償還期間延長	居住する住宅が被災した方、収入が減少した方等の償還期間を延長する。	市(管理課)	H23～

②住まいの確保・再建のための支援

【住まいの建て替えや応急的な修理など】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災者生活再建支援金	住宅全壊等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給する。	(財)都道府県会館	H23～H29
住宅の応急修理制度	住宅被害を受け被災している一定所得以下世帯の必要最小限の応急修理	市(建設課)	H23
住宅災害復旧等補助金	り災証明結果を要件としない白石市独自の復興支援事業	市(建設課)	H23～H26
損壊家屋の解体・撤去	被災者支援と二次被害防止のため、損壊した家屋を市が解体・撤去する。	市(生活環境課)	H23
危険ブロック塀等除去事業	通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に助成。	市(建設課)	H23～H26

【住まいの確保】

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借上制度	応急仮設住宅入居条件を満たす世帯に民間賃貸住宅を借上げ提供する。	県	H23～H26
市営住宅・雇用促進住宅の優先入居	全半壊した市民及び原発・津波等により被災した避難民の入居を支援する。	市(建設課)	H23～H24

③その他

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
東日本大震災義援金	日本赤十字社等の団体及び県、市に寄せられた義援金を被災者に支給する。	義援金受付団体・県・市(復興対策室)	H23～
災害見舞金・弔慰金	災害による死亡、負傷や疾病による障害に係る弔慰金・見舞金を支給する。	市(福祉事務所)	H23
上下水道使用料の特別措置	断水・漏水等の被害を受けた利用者の上下水道料金を免除・減免する。	市(上下水道事業所)	H23 (4月使用分)
市外への避難者及び市外からの避難者に対する支援	「全国避難者情報システム」に登録している世帯等、市外への避難者及び市外からの避難者(津波・原発関連等)に適切な生活支援を行う。	市(市民課・復興対策室ほか)	H23～
児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限緩和	震災により全半壊した世帯において所得制限により支給停止となっていた手当に係る所得制限を緩和して手当を支給する。	市(福祉事務所)	H23～H24
高速道路の無料開放	震災被災者に対し、り災証明書・被災証明書の提示により東北地方を発着する高速道路を無料開放する。	国	H23
震災前の住宅ローン負担の軽減	住宅金融支援機構の住宅ローン利用者に、払込猶予や返済期間延長、払込猶予期間の金利引下げを行う。	国・住宅金融支援機構	H23～

(2) 社会生活基盤の復旧

■ 復興に向けての課題

○ 震災により社会生活基盤である道路、下水道、各種公共施設等が大きな被害を受けました。早期の完全復旧を進め、市民が社会生活を営む上での障害を取り除くことが必要です。

■ 復興に向けての方針

○ 国や県との連携により、補助金・交付金・地方債等の復旧財源を確保し、道路、下水道等のライフライン、各種公共施設等の社会資本の計画的な早期完全復旧を進めます。

○ 国や県との連携・支援等を受けながら、震災関連廃棄物等の処分及び処理のための支援を行います。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
農業施設災害復旧事業	農道等の災害復旧事業	市(建設課・農林課)	H23～H24
林業施設災害復旧事業	林道の災害復旧事業(林道新町線)	市(建設課)	H23～H24
公共土木施設災害復旧事業	市道・河川等の災害復旧事業	市(建設課)	H23～H25
都市施設災害復旧事業	公園施設の災害復旧事業	市(都市整備課)	H23
公共施設災害復旧事業	市庁舎等の災害復旧事業	市(財政課)	H23
社会福祉施設災害復旧事業	総合福祉センター・小規模作業所に係る災害復旧事業	市(福祉事務所)	H23
児童福祉施設災害復旧事業	保育園・児童館等の災害復旧事業	市(子ども家庭課)	H23
消防施設災害復旧事業	消防団ポンプ小屋・防火貯水槽の災害復旧事業	市(生活環境課)	H23
公立学校施設災害復旧事業	小中学校、幼稚園、給食センターの災害復旧事業	市(管理課)	H23～H24
社会教育施設災害復旧事業	社会教育・生涯学習施設、体育施設などの災害復旧事業(公民館、コミュニティセンター、スパッシュラント、ホワイトキューブ、白石城、碧水園、武家屋敷、スポーツセンター、アテネ、図書館、あしたば白石)	市(生涯学習課・企画情報課・子ども家庭課ほか)	H23～H24
下水道・農集排施設災害復旧事業	下水道・農業集落排水施設の災害復旧事業	市(上下水道事業所)	H23～H24
震災がれきの受入事業	被災家屋等の瓦・木材・コンクリート・ブロック等の廃材を受入処分する。	市(生活環境課)	H23

(3) 保健・医療・福祉の充実

■ 復興に向けての課題

- 被災した市民の多くは体調不良や様々なストレスを抱えており、健康の回復と維持管理が課題となっています。特に高齢者や障害者、賃貸住宅等の仮住まい生活者の生活習慣病をはじめとした体調管理や閉じこもり、認知症など、心と体のケア対策が必要です。
- 当市は地震・津波による電源喪失に伴う爆発事故を起こした福島第一原子力発電所から直線距離で80km圏内にあり、乳幼児、学校関係、飲料水や農産物等への影響についての不安意識から、空間放射線量・土壌中の放射性物質の蓄積量等の数値、内・外部被曝に対する正確な情報提供が求められています。

■ 復興に向けての方針

- 被災した市民や高齢者、障害者等に対する心と体のケア対策を推進します。高血圧や心疾患などの生活習慣病予防、早期発見及び治療・リハビリまで、保健・医療・福祉の連携を図りながら健康の維持管理に努めます。
- 高齢者・高齢者世帯、仮住まい先などで生活している方などが安心して生活を送れるように、市の保健・福祉担当及び各地区民生委員・自治会等の見守りや相談対応、問題把握等により、生活環境の改善を図ります。
- 福島第一原子力発電所事故の収束に向けた動き及び国が示している線量基準等を注視しつつ、国及び宮城県にきめ細やかな放射線モニタリングの徹底を強く要請するとともに、観測地点数の拡大等、市独自の放射線モニタリング体制を強化し、測定結果を定期的に市民に公表していくなど、市民の不安を解消できるよう努めます。
- 放射線測定結果等の状況により、保育園・幼稚園・小中学校・公園等、公共施設の除染作業などについて、国の指針等に基づき適切な対応を進めます。また、市民の内・外部被曝に対する健康診査などについても、福島県と同様の対応ができるよう国・県に要請していきます。
- 放射性物質に対する市民の不安解消のため、各種食品及び農畜産物等の放射性物質検査測定体制を強化し、市民の安心・安全の確保を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
高齢者等の健康サポート事業	被災した高齢者・障害者を中心とした健康相談・家庭訪問等を実施する。	市(健康推進課ほか)	H23～
高齢者の実態把握・見守り事業	自治会・民生委員等の協力のもと、被災した一人暮らし高齢者、高齢者世帯を中心に、心身の状況等の実態把握及び介護ニーズ等の評価を実施する。	市(長寿課・地域包括支援センターほか)	H23～
放射線モニタリング強化事業	緊急雇用創出事業を活用して、放射線量測定専門の臨時職員を採用し、公共施設の敷地及び建物内の放射線量を定期的に測定し、公表する。	市(生活環境課)	H23～
各種食品、農畜産物等の検査・測定体制強化(再掲)	各種食品、農畜産物等の放射性物質検査測定体制を強化し、市民の安心・安全の確保及び不安の解消を図る。	県・市(農林課)	H23～

(4) 地域コミュニティの再生

■ 復興に向けての課題

- 震災直後の自治会・自主防災組織・民生委員の方々、ボランティア団体等、様々な地域コミュニティによる助け合いにより、要援護者の安否確認をはじめ、多くの市民が支援を受け、元気づけられました。今後も人と人とのつながりを大切にしたコミュニティ活動の推進と支援を行っていく必要があります。
- 持ち家を離れての仮住まいや転居等により、慣れ親しんだ居住場所が分散され、慣れない生活環境にすることで人と人との繋がりが途切れがちとなり、地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

■ 復興に向けての方針

- 自治会や地域コミュニティの再生・活性化につながるよう、自主防災組織の設立・運営支援など、地域活動に対する支援を行います。
- 震災により被災した集会所等の地域コミュニティ施設の整備を支援します。
- 市民のNPO、ボランティア活動等を支援します。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災組織支援事業	設立時の資機材整備補助及び訓練・研修に係る経費等の運営費を補助する。	市（生活環境課）	H23～
集会所等建設事業補助金	集会所等の整備費用を固定資産評価基準等により算定し補助金を交付する。	市（総務課）	H23～

【基本目標2 産業・経済の再生】

(1) 観光の復興・情報発信

■ 復興に向けての課題

- 震災による風評被害や全国的な自粛ムードは、観光を軸にした経済サイクルを停滞させ、地域経済は深刻な状況に陥っています。今後、白石の歴史や伝統文化、豊かな自然等の地域特性を生かして集客力の回復を図るとともに、観光産業の再生・発展に向けた対策が必要です。

■ 復興に向けての方針

- 白石の元気な姿を市内外に強烈にアピールするため、「しろいし夏まつり」や「鬼小十郎まつり」、「しろいし蔵王高原マラソン」等の恒例イベントを予定通り盛大に開催します。
- 平成25年の「仙台・宮城ディスティネーションキャンペーン」に向けて観光関係団体などつくる「白石市推進協議会」を中心に、ポストDCキャンペーンイベントとして震災復興観光キャンペーンや各種イベントなどを企画し、白石・みやぎのイメージアップ戦略を積極的に展開し、集客力の回復・向上を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
震災復興観光イベント等の開催	「しろいし夏まつり」や「鬼小十郎まつり」、「しろいし蔵王高原マラソン」等の恒例イベント開催、ポストDCキャンペーンイベントの開催等	市（各イベント所管課）ほか	H23～
観光施設再生支援事業	被災した宿泊施設・観光施設の施設設備復旧経費の一部を補助する（上限1千万円）。	県	H23

(2) 生業・地域産業の再生・復興

■復興に向けての課題

- 震災により、用水路や農林道など多くの農業用施設が被害を受けました。早期の農業用施設の復旧を図り、地域農業の維持・再生に向けた対策が必要です。
- 被災により操業を再開できない事業所や、主な取引先の休業等により売り上げが大幅に減少した事業所の経営再開・再建に向けた支援が必要です。

■復興に向けての方針

- 被害を受けた用水路や農道などの農業用施設の早期復旧を図ります。
- 被災した農家などに対し、施設復旧や生業再建のための支援を行います。
- 被災事業所などの再建と経営安定化を支援します。

■主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
公共土木施設・農業施設災害復旧事業(再掲)	用水路・農道等の災害復旧事業	市(建設課・農林課)	H23～H24
中小企業施設設備復旧支援事業	被災した製造業の生産施設設備復旧経費の一部を補助する。(上限2千万円)	県	H23
商店復旧支援・商業活動再開支援事業	被災した卸売・小売・飲食・運輸業等の施設設備復旧経費及び事業の再開に要する経費の一部を補助する。(上限各300万円)	県	H23
農林漁業セーフティネット資金貸付	災害復旧の中長期運転資金を貸付ける。(1200万円まで無利子・無担保)	日本政策金融公庫	H23～
東日本大震災復興特別貸付	震災で直接・間接被害を受けた中小企業者対象。長期・低利の融資制度	日本政策公庫、商工中金	H23～
災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)	市の認定等を受けた中小企業者の運転資金を融資(限度額1千万円・金利1.0%以内)	県	H23
みやぎ中小企業復興特別資金	市の発行するり災証明または認定を受けた中小企業者の運転資金・設備資金を融資する。(限度額8千万円、金利1.5%)	県	H23
東日本大震災に係る県制度融資の利子補給事業	中小企業者が利用した県制度融資【①災害復旧対策資金(東日本大震災対策枠)及び②みやぎ中小企業復興特別資金】に利子補給する(限度額3千万円、金利①1.0%②1.5%)	県	H23～H26
白石市中小企業振興資金融資	2千万円を限度として、市が保証料を補給する。(金利2.2%)	市(商工観光課)	H23
農業災害対策資金・原発事故農畜産物被害対策つなぎ資金利子補給補助金	原発事故の影響を受けた農業者にみやぎ仙南農業協同組合が行う資金融資に係る利子の一部を補給する。	市(農林課)	H23～H29
東日本大震災復興緊急保証	震災による直接・間接被害を受けた中小起業家対象。一般保証、災害関係保証と別枠で借入額全額を信用保証協会が保証する。	信用保証協会	H23
災害関係保証	震災による直接被害を受けた中小起業家対象。一般保証と別枠で借入額全額を信用保証協会が保証する。	信用保証協会	H23～H24

(3) 雇用機会の創出・確保

■ 復興に向けての課題

- 震災被害に伴い、地域経済や地域の雇用を支えてきた事業所などが休業や活動拠点の分散、規模縮小等を余儀なくされ、雇用機会の維持及び確保が急務となっています。
- 震災による直接的・間接的被害により職を失った方々の雇用機会を確保することが必要です。

■ 復興に向けての方針

- 被災した事業所の事業再建・生産体制再構築等に向けた支援を行い、雇用の維持及び確保を図り、将来的には雇用の拡大を目指します。
- 再就職までの短期的な対策として、国の「緊急雇用創出事業」等を活用した一時的な雇用機会の確保対策を行います。
- 白石インター工業団地等への企業誘致を積極的に進め、新たな雇用の創出を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急雇用創出事業	被災失業者を臨時職員として雇用し、一般事務補助等に從事させる。	市(商工観光課ほか)	H23～
白石インター工業団地等への企業誘致推進	福岡深谷地内の同工業団地等への積極的な企業誘致を推進する。	市(企業立地推進課)	H23～

(4) 農産物の販売促進

■ 復興に向けての課題

- 農業所得の減少や離職者の増加、担い手の減少・高齢化など地域農業の抱える課題に震災が追い打ちをかけた状況にあり、農業者の所得向上を目標に農畜産物の販路拡大に取り組む必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質による大気・土壌の汚染は、単なる風評被害にとどまらず、基準値を超え出荷停止となった農畜産物の生産者は収入の減少・経費負担の増大と経営危機に直面し、消費者・生産者双方の農畜産物に対する不安解消が求められています。
- 出荷停止となった農畜産物の取り扱い・汚染物の処分及び生産者の経済的損失に対する補償等については、国の責任による適切な対応が求められています。

■ 復興に向けての方針

- 農産物直売所・加工所設置への支援や規格外農産物の有効活用、農商工連携による高付加価値商品化や新たな流通体系構築を目指します。
- 卸売市場の跡地を利用した人や物の交流拠点を整備し、観光ルートの一つに位置づけるとともに、農家が運営に携わることで農産物を自ら販売できる仕組の整備を支援します。
- 放射性物質による風評被害解消のため、国・県等主導の下、農畜産物の放射性物質測定対象品目・頻度を増やし、消費者に安全であることを積極的に公表するなど、各種販売促進・消費拡大の施策を講じます。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
市場跡地活用整備事業補助金	NPO法人が運営する農産物直売所「小十郎の郷」に対する支援を行う。	市（農林課）	H23～
農畜産物の検査・測定体制強化	農畜産物の放射性物質検査測定体制を強化して、生産者・消費者双方の不安を解消し、風評被害の抑制と消費拡大を図る。	県・市（農林課）	H23～

【基本目標3 防災のまちづくり(地域防災計画強化)】

(1) 災害時の情報伝達手段の確立 【災害情報の伝達】

■ 復興に向けての課題

- 今回の震災では、長期にわたる断水・停電・電話不通といったライフラインの断絶、東日本全域にわたる流通の停滞に伴う燃料や食料、医薬品や日用品といった生活必需品の不足等、想定外の被害がありました。今後は「宮城沖地震」を想定していた従来の地域防災計画を抜本的に見直す必要があります。
- 市内全域での停電、ガソリンや軽油などの燃料不足といった想定外の事象の中、特に災害時における情報収集及び情報伝達の確立が課題となっています。

■ 復興に向けての方針

- 想定外の被害をもたらした今回の震災を教訓に、各種記録を検証して新たな地域防災計画を策定します。
- 既存の防災行政無線に加え、衛星携帯電話の導入検討等、災害時の情報収集・伝達手段の確立について検討します。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
地域防災計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定の上方修正 ・災害時の情報収集・伝達手段について(衛星携帯電話等の導入検討) ・自主防災組織の拡充支援 ・災害協定等の締結推進、連携強化 ・被災者支援システムの導入検討 ・生活必需品等の広域的な供給体制の確立 等	市（生活環境課）	H23～
防災地域見守りネットワーク事業	市民・市職員・消防団員等が双方向に情報伝達・提供できる携帯メール配信システムを構築する。	市（生活環境課ほか）	H23～

(2) 自助・共助・公助、関係機関との連携強化

【自主防災組織の拡充・支援】

■ 復興に向けての課題

- 大規模な震災においては、初期段階の公的支援に限界があるといわれており、被害を最小限に抑えるためには、市民や地域、行政それぞれが災害対応力を高め、連携する必要があります。
- 国や県などの関係機関、民間団体、ボランティア団体などとの役割を明確にし、災害時に即応できる連携体制を整備する必要があります。
- 災害時における姉妹都市との災害援助協定や、民間事業者との協力体制を今後も維持強化していく必要があります。

■ 復興に向けての方針

- 自主防災組織の組織率を高めるとともに、各組織の活動に対しての支援を継続していく必要があります。
- 自助（自分の身は自分で守る）・共助（自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る）・公助（公的機関からの救助支援）の役割を明確にし、互いに連携・協働できる体制作りを推進します。
- 自治会や民生委員等の関係機関・団体との連携を深め、高齢者や障害者などの災害時要援護者の支援体制・地域で見守る体制の強化を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災組織支援事業（再掲）	設立時の資機材整備補助及び訓練・研修に係る経費等の運営費を補助する。	市（生活環境課）	H23～

(3) 災害記録の有効活用

■ 復興に向けての課題

- 震災の各種資料を収集分析して整理保存することにより、震災の記憶を風化させずに今後の教訓・貴重な経験として後世に伝えていくことが必要です。

■ 復興に向けての方針

- 震災発生及び復興に関する写真や災害記録、関係資料等を収集・保存し、今後の防災対策の貴重な教訓・経験として活用します。
- 3月11日を「震災の日」として、市民の防災意識の高揚を図る事業の実施を検討します。

■ 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
震災記録作成事業	震災写真、災害記録等の関係資料をデータベース化して保存活用する。	市（生活環境課ほか）	H23～H29

【復興推進に向けての課題】

■復興財源の確保

震災では多くの市民が被災し、多数の市道や下水道施設、公共施設が損傷し、白石市始まって以来の大災害となりました。

従来より財政基盤の弱い当市の災害復旧・被災者支援は、国・県の全面的な財政支援なしには不可能です。国庫補助金のかさ上げや有利な起債、地方交付税をはじめ、一括交付金等の新たな財源など、国・県の大規模な財政支援を受けることが震災復興には不可欠となっています。

■一層の行財政改革の推進

震災後の一定期間は、固定資産税や市民税等の大幅な税収減が見込まれ、深刻な財源不足が予想されます。

従来より「行財政改革推進計画(集中改革プラン)」により、効率的で質の高い行政運営を目指している本市ですが、さらに一層の行財政改革推進が必要です。

【参考】復興計画策定までの主要経過(平成23年9月30日現在)

期 日	主 要 経 過
平成23年3月11日	■東日本大震災発生、白石市東日本大震災災害対策本部設置
4月1日	■総務部内に「復興対策室」を設置 ・全庁的な連携のもと、一日も早い復旧・復興に向けて全力を傾注するため、職員5名(兼任)による復興対策室を設置。
4月20日	■第1回「白石市東日本大震災復興対策会議」開催 ・復興計画の趣旨、理念、基本目標などを確認し、震災復興に関わる様々な意見交換を実施。 *復興対策会議は市長を議長とし、市議会を始め自治会、商工会議所、観光協会、父母教師会、農協、福祉関係者など市内主要公的団体の代表者18名で構成。
5月26日	■宮城県震災復興企画部地域支援課長来庁 ・県復興計画の理念・方向性等の説明及び市の被害状況、復興計画の状況等の意見交換を行い、各種財政支援を要望。
6月1日	■「白石市東日本大震災復興対策本部(事務局:復興対策室内)」を設置。第1回本部会議開催 ・復興に向けた全庁的推進体制をさらに強化するため、全部署による復興対策会議を設置。復興状況等の現状確認を実施。
6月2日	■宮城県震災復興企画部次長来庁 ・県復興計画に係る状況説明・意見交換を行い、宅地被害対策・復旧事業に係る財政支援等、各種要望を行う。
6月4日	■民主党岡田幹事長(当時)による白石市現地視察 ・宅地被害対策、復旧財源の確保等に係る各種要望を行う。
6月30日	■第2回「白石市東日本大震災復興対策会議」開催 ・各実施目標の課題・方針等、復興計画素案の検討協議を実施。復興計画スローガンを「がんばっぺ白石」に決定。
7月7日	■宮城県副知事来庁 ・県復興計画に係る意見交換、復旧事業に係る財政支援、放射線・宅地被害・震災廃棄物対策等に係る各種要望を行う。

期 日	主 要 経 過
7月19日	<p>■ 国の震災復興方針説明会（宮城現地対策本部主催）参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地被害・復旧事業に対する財政支援、放射線対策等に係る各種要望を行う。
7月25日	<p>■ 宮城県復興計画に係る市町村担当課長会議（県主催）参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線対策、復旧事業全般に対する財政支援等を要望。
7月29日	<p>【国の復興基本方針が策定される】</p>
8月4日	<p>■ 宮城現地対策本部長による白石市現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線対策、宅地被害・復旧事業に係る財政支援等の5項目にわたる緊急要望書を提出。
8月8日 ～9月2日	<p>■ 復興計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施 （提出意見2件）</p>
8月26日	<p>【宮城県震災復興計画案が確定される】</p>
9月1日	<p>■ 第2回「白石市東日本大震災復興対策本部会議」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画素案・被災施設等復旧状況の確認、被災者生活再建支援制度等の現況把握を行う。
9月2日	<p>■ 白石市議会全員協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画素案、被災施設等復旧状況等について説明する。
9月9日	<p>■ 宮城県震災復興企画部理事来庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県復興計画に係る意見交換、宅地被害・復旧事業等への財政支援・、放射線対策等に係る各種要望を行う。
9月20日	<p>■ 第3回「白石市東日本大震災復興対策本部会議」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画案の最終確認を行う。
9月30日	<p>■ 第3回「白石市東日本大震災復興対策会議」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災復旧状況等の現状報告、復興計画案の最終確認を行い、計画策定の了承を得る。
9月30日	<p>【白石市東日本大震災復興計画策定】</p>



9月30日に開催された第3回「白石市東日本大震災復興対策会議」

市長を議長とし、市内主要公的団体の代表者からなる18名の委員に、被災状況や復旧・復興の現状等を踏まえながら、復興計画案について検討協議いただきました。